



物価高騰対応重点支援給付金 (こども加算給付金) について



本給付金は、物価高騰による家計への負担を軽減するため、家計への影響が大きい「住民税非課税世帯」及び「住民税均等割のみ課税世帯」を対象に、18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降）1人あたり「5万円」を給付するものです。

均等割とは何ですか？

住民税は「均等割」と「所得割」という税金で成り立っています。

- ・均等割～前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に等しく負担していただく税です。
- ・所得割～前年の所得金額に応じて負担していただく税で、均等割とは異なり、所得金額と所得控除額を基に計算されています。

*非課税とは、均等割・所得割ともにかからないことをいいます。



支給対象となる世帯

【対象】

令和5年12月1日時点（基準日）で本市に住民登録があり、同一世帯に18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降）が属し、次の①、②又は③に該当する世帯。

- ①令和5年度住民税非課税世帯
- ②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
- ③令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

※世帯全員が、令和5年度住民税課税者からの税扶養控除に適用されている場合は対象とはなりません。

手続きが必要です

対象となる可能性のある世帯には、市役所から「支給要件確認書」を送付いたします。

【提出期限】

令和6年5月31日（金）（必着）

【ご注意ください】

「支給要件確認書」に記入漏れ等の不備がある場合は、再送していただく必要があり、振込みが遅れます。予めご了承ください。

◎次に該当するご家庭につきましては、市役所までご連絡ください！



- (1) 12月2日以降に出生されたお子様がいるご家庭
- (2) 進学等により入寮しているお子様がおり、別世帯であるが生計が同一であるご家庭
- (3) 何らかの理由でお子様と別居しているが、生計が同一であるご家庭

給付額

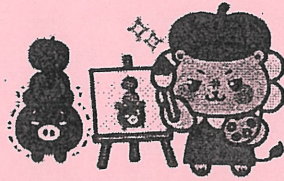
対象児童 1人あたり5万円

給付開始時期

令和6年3月上旬頃から順次振込予定

給付金の手続き方法については裏面をご確認ください。

詳細は裏面へ



給付金の給付手続き

- 対象世帯には、給付内容や確認事項が記載された「支給要件確認書」を市役所から順次発送（令和6年2月中旬頃から）いたします。
- 確認書の内容（支給要件等）を確認し、必要事項を記入の上、申請してください。

【留意事項】



- ・課税状況確認のため、未申告の方は申告をお願いいたします。
- ・意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。
- ・虚偽の申告等により、不正に給付金を受給された場合は、給付金を返還していただきます。
- ・本給付金は、差押禁止等および非課税となる給付金です。

【給付金を装った詐欺にご注意ください！】

本給付金に関して、本市や鹿児島県、国の職員が銀行のATMの操作をお願いしたり、手数料を求めたりすることは絶対にありません。不審な電話や郵便、メールや訪問などがあった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）または、消費生活センターへご連絡ください。

お問い合わせ

志布志市役所 福祉課社会福祉係 給付金担当

☎ 099-474-1111 受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）